

2024年10月10日

三井不動産ロジスティクスパーク投資法人とアドバンス・ロジスティクス投資法人との間の  
吸収合併に係る投資信託及び投資法人に関する法律第149条第1項に定める備置書面  
の記載事項の変更

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地  
アドバンス・ロジスティクス投資法人  
執行役員 高坂 健司

アドバンス・ロジスティクス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、三井不動産ロジスティクスパーク投資法人（以下「MFLP」といい、本投資法人と併せて「両投資法人」といいます。）との合併につき備え置く、2024年9月18日付「三井不動産ロジスティクスパーク投資法人とアドバンス・ロジスティクス投資法人との間の吸収合併に係る投資信託及び投資法人に関する法律第149条第1項に定める備置書面」（以下「事前備置書面」といいます。）について、以下の事項に変更が生じ、また、一部記載内容に誤りがありましたので、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第149条第1項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）第193条第1項第5号の定めに基づき、変更・訂正後の当該事項を記載した書面（以下「本書面」といいます。）を備え置くことといたします。

なお、下線は変更箇所を示すものとし、特に断らない限り、事前備置書面で定義された用語は、本書面においても同一の意味を有するものとします。

<変更前>

2. 投信法施行規則第193条第1項第1号から第3号に掲げる事項の内容

（中略）

(4) 計算書類等に関する事項（投信法施行規則第193条第1項第3号）

(i) 吸収合併存続法人に関する事項

（中略）

② 最終営業期間の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

（中略）

ウ 資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準の変更

MFLPは、以下のとおり、資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準を変更する旨の規約変更に係る議案を、本投資主総会において上程することを決定しました。

- a. 本合併に伴い、会計上の「のれん」が生じる場合が見込まれることから、運用報酬Ⅰから運用報酬Ⅲまでの算出にあたり、のれん償却費等の取扱いを明確にするため、必要な規定の追加を行うものです。

- b. また、運用報酬Ⅲについて、現行規約では営業期間6ヶ月を想定とした計算式であるところ、上記④のような変則決算の導入時の営業期間の長短による影響を調整するために、上限料率について調整を行う規定を追加するものです。

(中略)

(ii) 吸収合併消滅法人に関する事項

- ① 最終営業期間の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

(中略)

ウ 主要な顧客の異動（貸借の解消、貸借の締結）

(中略)

本投資法人は、EL社との間で、未払賃料及び損害金の支払などの諸条件についての合意に至ったため、2024年9月26日付にてEL社との間で「定期建物賃貸借契約の解除及び未払債務の弁済に関する合意書」（以下「本解約合意書」といいます。）を締結いたしました。本解約合意書では、EL社が負担する未払債務の金額について確認するとともに、その一部である160百万円について解決金として2024年9月30日（以下「支払予定日」といいます。）までに支払われる場合には、未払債務の残額を免除すること等を合意しています。なお、別途、預かり敷金も全額未払債務に充当します。支払予定日に解決金160百万円が支払われる場合には、当該金額及び預かり敷金全額に相当する金額のうち、33百万円をその他賃貸事業収入として、185百万円をその他営業外収益として、同日付で本投資法人の収益として認識する予定です。

エ 規約の変更

本投資法人は、以下のとおり、資産運用会社に対する資産運用報酬の計算方法を変更する旨の規約変更に係る議案を、本投資法人の2024年10月10日に開催する投資主総会の第3号議案において上程することを決定しました。

- a. 現行規約における資産運用会社に対する資産運用報酬の計算方法について、本投資法人が合併により解散することとなる場合には、合併の効力発生日の前日を決算期とみなして報酬を計算する旨の定めを置くものです。

- b. 上記の規約変更を、本投資法人の第13期営業期間の初日である2024年9月1日から効力を生ずることとするため、附則において、その旨を規定するものです。

(後略)

<変更後>

2. 投信法施行規則第193条第1項第1号から第3号に掲げる事項の内容

(中略)

(4) 計算書類等に関する事項（投信法施行規則第193条第1項第3号）

(i) 吸収合併存続法人に関する事項

(中略)

- ② 最終営業期間の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

(中略)

ウ 資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準の変更

MFLP は、以下のとおり、資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準を変更する旨の規約変更に係る議案を、本投資主総会において上程することを決定しました。

- a. 本合併に伴い、会計上の「のれん」が生じる場合が見込まれることから、運用報酬Ⅰから運用報酬Ⅲまでの算出にあたり、のれん償却費等の取扱いを明確にするため、必要な規定の追加を行うものです。
- b. また、運用報酬Ⅲについて、現行規約では営業期間 6 ヶ月を想定とした計算式であるところ、上記イのような変則決算の導入時の営業期間の長短による影響を調整するために、上限料率について調整を行う規定を追加するものです。

(中略)

(ii) 吸収合併消滅法人に関する事項

- ① 最終営業期間の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

(中略)

ウ 主要な顧客の異動（貸借の解消、貸借の締結）

(中略)

本投資法人は、EL 社との間で、未払賃料及び損害金の支払などの諸条件についての合意に至ったため、2024 年 9 月 26 日付にて EL 社との間で「定期建物賃貸借契約の解除及び未払債務の弁済に関する合意書」（以下「本解約合意書」といいます。）を締結いたしました。本解約合意書では、EL 社が負担する未払債務の金額について確認するとともに、その一部である 160 百万円について解決金として 2024 年 9 月 30 日（以下「支払日」といいます。）までに支払われる場合には、未払債務の残額を免除すること等を合意しておりましたが、支払日に、解決金の支払が実行されたため、当該合意に従って未払債務の残額の免除等がされました。なお、別途、預かり敷金も全額未払債務に充当します。支払日に解決金 160 百万円が支払われたため、当該金額及び預かり敷金全額に相当する金額のうち、33 百万円をその他賃貸事業収入として、185 百万円をその他営業外収益として、同日付で本投資法人の収益に計上しています。

エ 規約の変更

本投資法人は、以下のとおり、資産運用会社に対する資産運用報酬の計算方法を変更する旨の規約変更に係る議案を、本投資法人の 2024 年 10 月 10 日に開催する投資主総会の第 3 号議案において上程し、当該議案は承認可決されました。これにより、当該議案のとおり、規約が変更されました。

- a. 現行規約における資産運用会社に対する資産運用報酬の計算方法について、本投資法人が合併により解散することとなる場合には、合併の効力発生日の前日を決算期とみなして報酬を計算する旨の定めを置くものです。
- b. 上記の規約変更を、本投資法人の第 13 期営業期間の初日である 2024 年 9 月 1 日から効力を生ずることとするため、附則において、その旨を規定するものです。

(後略)